

# 久留米自動車工科大学校学則

学校法人久留米工業大学

専門学校 久留米自動車工科大学校

# 専門学校 久留米自動車工科大学校学則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本校は教育基本法、学校教育法及びその他の教育に関する諸法令に基づき、高等学校教育の基礎の上に専門の知識・技能の教育を行い社会に有用な技術者を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、専門学校 久留米自動車工科大学校と称する。

(位置)

第3条 本校は、福岡県八女郡広川町大字新代 1428 番地の 21 に置く。

## 第2章 課程・学科・修業年限・定員及び休業日

(課程・学科・修業年限・定員)

第4条 本校の課程、学科、修業年限及び定員は、次のとおりとする。

課程名	昼夜別	学科名	修業年限	入学定員	総定員
工業専門課程	昼	一級自動車工学科	4年	25名	100名
		二級自動車工学科	2年	75名	150名
		車体整備工学科	3年	25名	75名
		合計		125名	325名

(学年・学期)

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 本校の学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日から10月15日まで

後期 10月16日から3月31日まで

(休業日)

第6条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日・日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で規定する日

(3) 夏季休業日 8月1日から8月31日まで

(4) 冬季休業日 12月24日から1月7日まで

(5) 春季休業日 3月21日から4月4日まで

(6) 開校記念日 10月13日

2 校長は、臨時に休業日を設け又は休業日を変更することができる。

### 第3章 教育課程、授業時数及び教職員組織

(教育課程及び授業時数)

- 第7条 本校の教育課程及び授業時数は、別表第1(一級自動車工学科)、別表第2(二級自動車工学科)及び別表第3(車体整備工学科)のとおりとする。
- 2 別表第1、別表第2及び別表第3に定める授業時数の1単位時間は50分とする。

(始業・終業)

第8条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

- (1) 始業 9時  
(2) 終業 16時30分

(教職員組織)

- 第9条 本校に別表第4のとおり教職員を置く。
- 2 校長は校務を掌り、所属職員を監督する。
- 3 前項以外の教職員は、職務に応じてそれぞれの校務を掌る。

### 第4章 入学・休学・退学等

(入学資格)

第10条 本校の入学資格は、高等学校若しくは中等教育学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は学校教育施行法規則第183条に該当する者とする。

(入学時期)

第11条 本校の入学時期は4月とする。

(入学手続・許可)

第12条 入学手続は次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載し別表第5に定める入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続を終了した者に対して、入学試験を行い入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、指定の期日までに保護者又は保証人が署名のうえ所定の誓約書その他本校が指定する書類を提出し、入学手続を取らなければならない。
- (4) 前号に規定する保護者又は保証人は、次の資格を有する者でなければならない。ただし、校長において不適と認めるときは、これを変更させることができる。
- ア 本人の父母(兄弟・姉妹)後見人又は縁故者  
イ 成年者で独立の生計を営む者
- (5) 保護者又は保証人を変更し、又は保護者・保証人の氏名・住所等に変動があったときは直ちに校長に届出なければならない。

(休学・復学)

第13条 学生が疾病その他やむを得ない事由により休学する場合は、医師の診断書又は事由書を添え、保護者又は保証人が署名して校長の許可を受けなければならない。

2 前項の者が復学しようとする場合は、その事由を記し保護者又は保証人が署名して校長の許可を受けなければならない。

(退学)

第14条 願いにより退学しようとする者は、その事由を記し、保護者又は保証人が署名して校長

の許可を受けなければならない。

(除籍)

第 15 条 死亡又は行方不明の者は除籍する。

## 第 5 章 授業の履修の方法及び学習の評価

(授業の履修の方法)

第 16 条 本校において授業の履修の方法は、別に定める。

(科目等履修生)

第 17 条 本校において開設する授業科目に対し、本校学生以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考のうえ科目等履修生として当該科目の履修を許可することができる。

(学生の成績評価)

第 18 条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況を総合的に勘案して行う。

## 第 6 章 課程修了の認定・卒業・修了・進級及び称号の付与

(課程修了の認定・卒業・修了・進級)

第 19 条 第 18 条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。

2 所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認められた者には、卒業・修了証書を授与する。

3 一級自動車工学科に於いて 2 年から 3 年への進級は、二級ガソリン及び二級ジーゼル自動車整備士試験に合格し、且つ 3 年進級 6 ヶ月以内に合格証書の交付を受けられる者とする。

(称号の付与)

第 20 条 前条により、一級自動車工学科及び二級自動車工学科を修了した者には、専門士(工業専門課程)の称号を付与する。

## 第 7 章 転学科・編入学

第 21 条 転学科並びに編入学等については、別に定める。

## 第 8 章 賞罰

(表彰)

第 22 条 学生として表彰に価する行為があったときは、校長は議を経て表彰する。

(懲戒処分)

第 23 条 校長は、本校の規則に違反し、本校の学生の本分に反する行為があった場合等において、教育上必要と認められる場合には、学生に対し懲戒を加えることができる。

2 懲戒の種類は、訓告・停学・退学とする。

3 退学は次の各号に該当する場合にこれを命じる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で卒業の見込みがないと認められる者

- (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

## 第9章 教育の評価・教育法研究等

(資料の作成及び収集)

第24条 工学部部長等は、学生教育の準備・実施及び成果について分析検討し、次年度の学生教育のための資料を作成するとともに、教育に必要な資料を収集するものとする。

(学年の総合評価)

第25条 工学部部長等は、学年の教育終了後、年間の目標達成状況を主体として学年の総合評価(教育成果の概要、科目ごとの成果及び問題点、対策)を作成し管理職会議に諮るものとする。

(教育視察等)

第26条 校長及び校長により指名された者は、教育の実施を把握し、教育を担当する教師に所要の指導監督、勧告又は助言を行い、将来の施策のための資料を得るために教育視察を行う。

また、教育内容及び教育法の改善向上を図るために、教育観察を行う。

2 指名により教育視察・教育観察を実施したものは、その結果を校長に報告するものとする。

(学生の所感)

第27条 学年の終了時、事後の教育に資するため学生の所感を得るものとする。

(追跡調査)

第28条 事後の学生教育に資するため、企業訪問等を活用し、追跡調査を実施するものとする。

(自己点検・評価)

第29条 教育水準の向上を図り、学校の目的及び社会的使命を達成するため、適切な項目を設定し適当な体制を整えて、教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

(教育法研究会)

第30条 教育技法の向上及び教材の創意工夫のため年1回又は2回教育法研究会を実施するものとする。

## 第10章 入学金・授業料等及びその他

(入学金)

第31条 本校に入学を許可された者は、入学金を納入しなければならない。

2 入学金は、別表第5のとおりとする。入学金の納入時期及び納入方法については学費等納入金規程にこれを定める。

ただし、一級自動車工学科又は車体整備工学科に編入学する者で、当該年本校卒業者については、入学金を免除する。

(授業料等)

第32条 学生は、在学期間授業料等を納入しなければならない。

2 授業料等は、別表第5のとおりとする。授業料等の納入時期及び納入方法については学費等

納入金規程にこれを定める。

- 3 休学中といえども授業料を納入しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認められた場合は、願い出によって免除することがある。
- 4 授業料等の納付を怠り、催促しても納入しない者に対して、校長は退学を命ずる。

(健康診断)

第 33 条 健康診断は毎年1回、年度の行事表に定めるところにより実施する。

## 第 11 章 奨学・育英

(奨学)

- 第 34 条 本校において人物・学業共に優秀な学生に対して、校長は選考委員会の議を経て選考のうえ、理事長の承認を得て特待生として授業料等の一部を補助することがある。
- 2 その他特別の事情がある場合は、理事長の承認を得て授業料等の一部を補助することがある。
  - 3 奨学について、必要な事項は奨学・育英規程に定める。

(育英)

- 第 35 条 校長は、学生に対して育英上必要があると認めるとき、又は特別の事情があると認めるときは、理事長の承認を得て授業料等の一部を補助することがある。
- 2 育英について、必要な事項は奨学・育英規程に定める。

## 第 12 章 後援会

(後援会)

第 36 条 学校教育と地域社会の要請との調和を図り、育英の実をあげるため後援会を設ける。

(運営)

第 37 条 後援会の運営は別に定める後援会会則による。

## 第 13 章 学生寮

(学生寮)

第 38 条 本校には遠隔地の者の入学を容易にし通学の便を図るために学生寮を設ける。

- 2 学生寮に関する事項については学生寮規程にこれを定める。

附 則

- 1 この学則の施行に関し必要な事項は別に定める。
- 2 この学則は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。  
(自動車整備専攻科及び自動車工業科を自動車工業科に学科名変更)(教職員の改正)  
(入学金、授業料等の改正)

附 則

この学則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。  
(教育課程及び授業時数の改正)(教職員の改正)(入学金、授業料等の改正)

附 則

この学則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。  
(自動車工業科入学定員 120 名を 160 名に改正)(入学金、授業料等の改正)

附 則

この学則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。  
(教職員の改正)(入学金、授業料等の改正)

附 則

この学則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。  
(自動車工業科入学定員 160 名を 200 名に改正)(教職員の改正)  
(入学金、授業料等の改正)

附 則

この学則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。  
(建築工学科増設 入学定員 80 名)(自動車工業科を自動車工学科に改正)  
(第1条 目的 改正)(教育課程及び授業時数の新設)(教職員の改正)  
(入学金、授業料等の新設)

附 則

この学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。  
(建築工学科の教育課程及び授業時数の改正)(入学金、授業料等の改正)

附 則

この学則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。  
(久留米建設機械専門学校を久留米工業技術専門学校に校名変更)  
(情報処理工学科増設 入学定員 80 名)(教育課程及び授業時数の新設)  
(教職員の改正)(入学金、授業料等の改正)

附 則

この学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。  
(学則の条文の一部改正)(情報処理工学科の定員 80 名を 40 名に改正)

(情報処理工学科の教育課程及び授業時数の改正)(教職員の改正、学級編成の改正)  
(自動車工学科の教育課程及び授業時数の改正)(入学金、授業料等の改正)

附 則

この学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。  
(入学金、授業料等の改正)

附 則

この学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。  
(入学金、施設費、実験実習費、教育充実費の改正)

附 則

この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。  
(学科の廃止(建築工学科の廃止)納入金規程の制定、学生寮設置の明記、附帯教育(別科)の明記、別科の設置による職員組織(別表第 2、第 5 の変更)の変更、工業専門課程の学級編成(別表第 4)の変更、自動車工学科の教育課程及び授業時数(別表第 1)の変更)

附 則

この学則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。  
(授業料、施設費の改正)

附 則

この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。  
(入学金、施設費、授業料の改正、学期の呼称訂正、条文中連署を署名へ訂正、特待生制度の新設、時間数等の変更、別表第 1 の変更、教職員の基準人員の変更、別表第 2・別表第 5 の変更)

附 則

この学則は、平成 2 年 12 月 11 日から施行し、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。  
ただし、入学金・授業料等については、平成 3 年度入学者から適用する。  
(始業、終業の改正)(入学金、授業料等の改正)

附 則

この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。  
ただし、入学金・授業料等については、平成 4 年度入学者から適用する。  
(第 24 条 附帯教育表の改正)(施設費、授業料の改正)

附 則

- 1 この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の規定は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 情報処理工学科は、改正後の第 4 条の規定にかかわらず、平成 5 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。  
(学科名の変更)(休業日の改正)(終業時刻の改正)(懲戒処分の修正)  
(第 24 条 附帯教育表の改正)(教育科目及び授業時数(別表第 1)の変更)



(学級編成表(別表第4)の削除)(工業専門課程組織表(別表第5)の削除)

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。  
ただし、入学金・授業料等については、平成5年度入学者から適用する。  
(授業料・実験実習費の改正)

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。  
(全文改正)

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。  
ただし、入学金・授業料等については、平成6年度入学者から適用する。  
(施設費・授業料の改正)

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。  
(専門課程のカリキュラム(別表第2)の変更)

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。  
ただし、入学金・授業料等については、平成7年度入学者から適用する。  
(修了の認定・卒業の条文改正)(実験実習費の改正)

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する  
ただし、専門士の称号の授与については、平成6年度卒業生から適用する。  
(目的の改正)(休校日の改正)(カリキュラムの改正)(別表第1、別表第2の改正)  
(第4章入学・休学・退学及び卒業の改正)(修了の認定の改正)(卒業の改正)  
(転入学の新設)(第5章授業科目の履修の方法及び学習の評価の新設)  
(第6章課程修了の認定・卒業及び称号の授与の新設)(懲戒処分の改正)  
(第8章教育の評価・教育法研究会等の新設)(授業料等の改正)

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。  
ただし、入学金・授業料等については、平成8年度入学者から適用する。  
(実験実習費の改正)(別表第4に教頭1名を加える)

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。  
ただし、入学金・授業料等については、平成9年度入学者から適用する。  
(補習料の追加)(別表第2の改正)

附 則

この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。  
ただし、校納金については、平成 10 年度入学者から適用する。  
(車体整備専攻科新設に伴う関係諸条文の改正、情報システム科のコース制導入に伴うカリキュラムの改正、授業料の改正)

附 則

この学則は、平成 10 年 12 月 3 日から施行し、平成 11 年度入学者から適用する。  
(授業料の改正)

附 則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。  
(情報システム科の廃科並びに自己点検・評価の改正)

附 則

この学則は、平成 15 年 12 月 10 日から施行する。  
ただし、第 36 条第 3 項については、平成 15 年度後期の授業料から適用する。  
(入学資格の改正、休学者の授業料の取扱いの改正)

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。  
(夏季休業日の改正、転入学、履修すべき科目の登録、単位、他の専門学校等における授業科目の履修及び附帯教育(別科)の削除、修了の追加、別表第 1 及び別表第 2 の改正)

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。  
(一級自動車工学科の新設に伴う所要の変更)

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。  
(一級自動車工学科入学定員の変更、授業科目及び授業時間数の変更等に伴う別表第 1 から第 3 までの改正)

附 則

この学則は、平成 22 年 11 月 29 日から施行する。  
(二級自動車工学科 変更告示による。「平成 7 年 1 月 23 日新規告示」)

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日 から施行する。  
但し、第 20 条「称号の付与」については平成 23 年 12 月 22 日から適用する。  
(二級自動車工学科入学定員の変更、教育時間数の変更に伴う別表第 1 及び第 2 の変更、及び一級自動車工学科 新規告示による改正)

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日 から施行する。  
(授業時間数の変更に伴う別表第 2 の改正)

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日 から施行する。

平成 27 年度の一級自動車工学科(旧2年制)1年生(入学生)に限り、28 年度は一級自動車工学科(新4年制)の4年生に編入するものとする。

(校名変更、一級自動車工学科4年生への変更、車体整備専攻科の廃科並びに車体整備工学科新設及び二級自動車工学科の定員変更の改正)

附 則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日 から施行する。

(二級自動車工学科入学定員の変更、車体整備工学科入学定員の変更)

# 専門学校 久留米自動車工科大学校学則細則

(目的)

第1条 この細則は、専門学校 久留米自動車工科大学校学則(以下、学則という)の運用に必要な事項を定めたものである。

(転学科・編入学)

第2条 一級自動車工学科・二級自動車工学科並びに車体整備工学科の転学科及び編入学は、欠員がある場合に限り、校長の許可によりこれを認める。転学科及び編入学の時期は4月とする。

- 2 一級自動車工学科3年次への学内編入学は、一級自動車工学科3年次進級の資格を有する者(学則第19条3該当者)で、校長の許可によりこれを許可する。学外からの編入学は二級ガソリン自動車整備士及び二級ジーゼル自動車整備士の資格を有する者又は、この両方の資格について自動車整備士技能検定に規定する全部免除者となる要件を満たすもので、入学後6ヶ月以内に合格証書の交付を受けられるもので、一種養成施設において二級自動車整備士の養成課程を修了した者等、国土交通省、国自整第34号(平成13年6月4日付)の修業年限及び養成を受けようとする者の資格に該当する者とする。
- 3 車体整備工学科3年次への編入学は、一種養成施設において二級自動車整備士の養成課程を修了した者等、国土交通省、国自整第34号(平成13年6月4日付)の修業年限及び養成を受けようとする者の資格に該当する者とする。
- 4 編入学をしようとする者は、本校規定の編入学試験を受けなければならない。

(転入学)

第3条 原則これを認めない。

(附則)

本細則は平成28年4月1日より施行する。